

## IV. 資料編

# 1 大気汚染に関する環境基準

## (1) 大気汚染に関する環境基準

物質	基準値	性質	影響
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	重油、石炭などの燃焼により硫黄分が酸化され発生する。俗に亜硫酸ガスという。	酸性雨の原因ともなる。のどや肺を刺激し、気管支炎、喘息性気管支炎等をおこす。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	重油、ガソリンなどの不完全燃焼に伴い発生する。	血液中のヘモグロビンと結びつき、血液が酸素を運ぶ機能を阻害するので、めまい・酸素欠乏等を起こす。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	沈降速度が遅く、長時間浮遊している微粒子で10μ以下のもの。	気道、肺胞に付着し、気管支炎や上気道炎等を起こす。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。	燃料の燃焼により、主に一酸化窒素として発生し、太陽光のもとで二酸化窒素となる。	水に溶けやすく酸性雨の原因ともなる。のどや肺を刺激し、気管支炎、肺機能低下などを起こす。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	窒素酸化物と炭化水素類の光化学反応により二次的に発生し、光化学スモッグの原因となる。	目、のど等を強く刺激する。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	主に自動車、オートバイなどの排気ガスに含まれて排出される。	長期間の接触では、造血組織、肝臓、免疫系への影響が起こりえる。発ガン性物質である。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	塩素を含む有機化合物で、様々な有機物を溶かす性質があり、金属製品製造業から排出される。	長期に亘り取り込んだ場合に、がんを発症する人が増える水準にある。
テトラクロロチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	塩素を含む有機化合物で、容易に油を溶かす性質があり、金属製品製造業から排出される。	長期に亘り取り込んだ場合に、がんを発症する人が増える水準にある。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	塩素を含む有機化合物で、金属部品などの油の除去に使用され、金属製品製造業から排出される。	高濃度の作業環境などにおいて、吐き気、めまい、しびれなどを起こす。
ダイオキシン(大気)	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	ごみの焼却による燃焼工程等の他、金属精錬の燃焼工程や紙などの塩素漂白工程など、様々なところで発生する。	地球上に実在する物質の中では、最大の毒性を持った物質で、人体に対しては免疫障害、生殖異常、発ガン性、催奇形性など広範囲に渡りその毒性の影響が指摘されている。

<備考> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所について適用しない。

## (2) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値	適用
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質	1pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水について適用する。
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質について適用する。
土壌	1000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

## (3) 酸性雪に係る判定基準

項目	基準
pH	5.6 以下が酸性雪
伝導率(EC)	数値が大きいほど水が汚れている(電解質(不純物)が多いほど電気を通しやすくなる)。

## 2 水質汚濁に関する環境基準

### (1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	性質	影響
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	充電式電池、塗料、メッキ工業等用途が広い。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。イタイイタイ病の原因物質とされる。
全シアン	検出されないこと	メッキ工業、化学工業等で使用される。	生体への蓄積性はなく、急性中毒を引き起こす。シアンに汚染された水を飲用すると急速に粘膜から吸収され、血液中で呼吸酵素を阻害し、頭痛、吐き気、浮腫などを引き起こす。
鉛	0.01 mg/ℓ以下	地殻中に含まれる。地質、工場排水、鉱山排水等に起因するほか、鉛給水管からの溶出がある。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	化学工業薬品・メッキ剤等に用いる。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。皮膚潰瘍、胃・肺がん、鼻中隔湾曲等を発症する。
ひ素	0.01 mg/ℓ以下	鉱山、製薬、半導体工業等に用いる。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。肝臓障害、皮膚沈着、皮膚がん等を発症する。
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	化学工業、電解ソーダ、蛍光灯、計器等に用いる。	環境中で有機水銀（無機水銀に比べ毒性が高い）に転換する可能性がある。
アルキル水銀	検出されないこと	金属有機化合物。かつては、有機水銀系農薬、有機水銀製剤があった。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。水俣病の原因物質とされ、運動失調や視野狭窄等を発症する。
PCB	検出されないこと	有機塩素化合物。かつては、電気絶縁油、熱媒体、ノーカーボン複写紙等に用いられたが、現在は製造されていない。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。生体黒色色素沈着、塩素座着等を発症する。油症事件の原因物質とされる。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	揮発性の液体で、プリント基板の洗浄、金属の脱脂洗浄等に用いる。	生体への蓄積性はない。 発がん性がある。 強浸透性のため、主に地下水への影響が問題となる。
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	水に難溶で、揮発性の液体。機械器具の洗浄、殺虫剤等に用いる。	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	油状の液体で揮発性がある。合成樹脂の原料、有機溶剤等に用いる。	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	水に難溶で、揮発性の液体。コーティングシート等の原料に用いる。	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	水に難溶で、揮発性の液体。溶剤、染料抽出剤、香水、ラッカー等の原料に用いる。	

1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	揮発性の液体。金属の洗浄、ドライクリーニング用洗剤等に用いる。	生体への蓄積性はない。 発がん性がある。 強浸透性のため、主に地下水への影響が問題となる。
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	揮発性で水に溶けない。粘着剤、溶剤等に用いられる。	
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	水に難溶で、揮発性の液体。機械金属部品や、電子部品の脱脂、ドライクリーニング用の洗剤等に用いる。	
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	揮発性の液体。土壌薰蒸剤、殺線虫剤等に用いる農薬。	発がん性がある。
チウラム	0.006mg/ℓ以下	農薬。種子、球根、芝等の殺菌剤。	急性中毒を引き起こす。
シマジン	0.003mg/ℓ以下	農薬。トリアジン系除草剤で、野菜、豆類、芝等に用いる。	
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	農薬。チオカーバメイト系除草剤で、稲、野菜、豆類等に用いる。	
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	沸点 80℃の揮発性、可燃性。溶剤。合成ゴム、合成顔料等に用いられる。	発がん性がある。
セレン	0.01mg/ℓ以下	硫黄に屢次下固体元素。複写機感光体、太陽電池、ガラス着色剤等に用いる。	発がん性がある。肝硬変を引き起こす。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	電気めっきの洗浄剤、化学肥料などに用いられる。窒素肥料や家畜のふん尿、工場排水などに含まれる窒素が環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。	急性中毒を引き起こす。高濃度の硝酸・亜硝酸性窒素を含む水の摂取によって、特に乳幼児にメヘモグロビン血症を発症する。
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	化学作用は極めて強い。自然界では遊離の状態では存在せず、ホタル石等の状態で存在し、温泉水や海水中には比較的高濃度で存在する。金属の研磨等に用いられる。	高濃度のふっ素を含む水の摂取によって斑状歯が発生する可能性がある。
ほう素	1mg/ℓ以下	自然界ではホウ砂などとして存在し、温泉水や海水中には比較的高濃度で存在する。電気めっき工程の緩衝材等に用いられる。	高濃度のほう素を含む水の摂取によって嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気等が生ずる。
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	水と混合しやすい。主に化学工業、医薬品製造業、繊維工業、一般機械器具製造業などで洗浄用溶剤、試薬として用いられる。	発がん性がある可能性がある。 吸い込むと、咳、咽頭痛、吐き気、めまい、頭痛、嗜眠、嘔吐、意識喪失、腹痛などの症状を引き起こす。

<備考1> 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに関する基準値については、最高値とする。

<備考2> 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

《水質汚濁に係る環境基準 平成28年環境省告示第37号》

## (2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	基準値						該当水域
	利用目的 の適応性	水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以下	50MPN/ 100ml以下	(該当なし)
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以下	1000MPN/ 100ml以下	(該当なし)
B	水道3級 水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5000MPN/ 100ml以下	阿武隈川 (高田橋 付近)
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下		(該当なし)
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下		(該当なし)
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/ℓ以下		(該当なし)

<備考1> 基準値は日間平均とする。

<備考2> 農業用利水については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。

<備考3> MPNとは大腸菌群数の測定方法（最確法による定量法）

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

《水質汚濁に係る環境基準 平成 28 年環境省告示第 37 号》

## ※ 基準項目の説明

項目	説明
PH (水素イオン濃度)	水の酸性・アルカリ性を表す指標。PH7 を中性とし、7 以上がアルカリ性で、7 以下が酸性となる。数字が小さいほど酸性度が高くなる。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解される時に必要とする酸素の量を表したものである。値が高いほど汚れていることになる。 清水性の水域に生息するヤマメ、イワナ等については 2mg/ℓ以下、アユやサケ等については 3mg/ℓ以下、コイやフナについては 5mg/ℓ以下であることが必要と考えられている。
SS (浮遊物質)	水の濁りの状態(水中の粒子状物質の量)を示す。数値が低いほど良好な状態といえる。
DO (溶存酸素量)	水中に溶け込んでいる酸素量。水中生物の生息に必要で、数値が高いほど良好な環境といえる。
大腸菌群数	大腸菌群とは、大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質を持つ菌の総称。大腸菌はそれ自体、人の健康に有害なものではないが、大腸菌が多数存在する場合には、同時に他の病原菌(赤痢菌等)が存在する可能性があるため公衆衛生上の問題となる。
COD (化学的酸素要求量)	BOD とともに水質汚濁を示す代表的指標で、湖沼及び海域で環境基準が定められている。 1mg/ℓ以下は、ほとんど人為的汚染がないと考えられ、これらの湖沼は自然探勝等に適しているといえる。
T-N (全窒素)	水中に含まれる窒素化合物の総称。窒素は、リンとともに水源の富栄養化の原因物質のひとつといわれている。
T-P (全リン)	水中に含まれるリン化合物の総称。地質中に存在し、あらゆる動植物にも含まれている。し尿、肥料、農薬、合成洗剤などにも含まれているため、水中のリン化合物の増加は生活排水、工場排水、農業廃水などの混入に由来する場合が多い。
n-ヘキサン抽出物質	ノルマルヘキサンという有機溶媒によって抽出され、80℃±5℃、30 分間の乾燥で揮散しない物質の総称で、水中の油分の指標のひとつ。油分は汚濁負荷量の高い物質で、特に鉱油量は少量でも異臭の原因となったりする。

### (3) 土壌の汚染に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
ヒ素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサソ	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。

《土壌の汚染に係る環境基準 平成 28 年環境省告示第 30 号》

### 3 騒音に関する環境基準

#### (1) 道路の騒音に関する規制基準（環境基本法）

##### ① 道路に面しない地域（一般地域）に関する騒音基準

（単位：デシベル）

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00	
AA	50 以下	40 以下	当市の該当なし
A及びB	55 以下	45 以下	用途地域の第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
C	60 以下	50 以下	用途地域の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

<備考1> AAをあてはめる地域は、養護施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。

<備考2> Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域。

<備考3> Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域。

<備考4> Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

《騒音に係る環境基準 平成24年3月30日環境省告示第54号》

##### ② 道路に面する地域に関する騒音基準

（単位：デシベル）

地域区分	基準値	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間(特例)	70 以下	65 以下

<備考1> 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあつては、4車線以上の車線を有する区間に限る）等を示す。

<備考2> 幹線交通を担う道路に近接する空間：以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界からの距離によりその範囲が特定される。

・2車線以上の車線を有する幹線交通を担う道路……15mまでの範囲

・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路……20mまでの範囲

<備考3> 幹線交通を担う道路に近接する空間において、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、室内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下）によることができる。

《騒音に係る環境基準 平成24年3月30日環境省告示第54号》

## (2) 工場等の事業活動に関する騒音の規制基準

### ① 騒音規制法による特定施設の規制基準

…工場等の事業活動や建設工事に伴って発生する騒音に関する基準で、二本松地域の用途区域内の地域が該当

(単位:デシベル)

時間区分 区域区分	昼間 7:00~19:00	朝・夕 6:00~ 7:00 19:00~22:00	夜間 22:00~ 6:00	区域の内容
第1種区域	50	45	40	用途地域の第1種・第2種低層住居専用地域相当
第2種区域	55(50)	50(45)	45(40)	用途地域の第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域相当
第3種区域	60(55)	55(50)	50(45)	用途地域の近隣商業地域、商業地域、準工業地域 相当
第4種区域	65(60)	60(55)	55(50)	用途地域の工業地域相当

<備考1> 学校、保育所、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の地域においては( )内の数値とする。

<備考2> 二本松・安達地域の用途区域外の地域及び岩代・東和地域において本規制は該当しない。

### ② 福島県生活環境の保全等に関する条例による騒音指定施設の規制基準

…騒音規制法が該当しない地域において、工場等の事業活動に伴って発生する騒音に関する基準(二本松・安達地域の用途区域外の地域及び岩代・東和地域)

(単位:デシベル)

時間区分 区域区分	昼間 7:00~19:00	朝・夕 6:00~ 7:00 19:00~22:00	夜間 22:00~ 6:00	区域の内容
第1種区域	50	45	40	用途地域の第1種・第2種低層住居専用地域相当
第2種区域	55(50)	50(45)	45(40)	用途地域の第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域相当
第3種区域	60(55)	55(50)	50(45)	用途地域の近隣商業地域、商業地域、準工業地域 相当、用途地域以外の地域(条例の規制のみ適用)
第4種区域	65(60)	60(55)	55(50)	用途地域の工業地域相当
第5種区域	75(70)	70(65)	65(60)	工業用地域(条例の規制のみ適用)

<備考> 学校、保育所、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の地域においては( )内の数値とする。

### ③ 騒音規制法及び県条例による届出が必要な特定施設・騒音指定施設

特定施設 (騒音規制法)	騒音指定施設 (県条例)	1 金属加工機
		イ 圧延機械(原動力の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る。)
		ロ 製管機械
		ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)
		ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
		ホ 機械プレス(呼び加工能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)
		ヘ せん断機(原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)
		ト 鍛造機
		チ ワイヤフォーミングマシン
		リ プラスト(タンブラスト以外ののものであって、密閉式のを除く。)
		ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
該当せず	騒音指定施設 (県条例)	2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
		3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
		4 織機(原動機を用いるものに限る)
		5 建設用資材製造機械
		イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)
		ロ アスファルトプラント(混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る。)
		6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
		7 木材加工機械
		イ ドラムバーガー
		ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
		ハ 碎木機
		ニ 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の 2.25kw 以上のものに限る。)
		ホ 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の 2.25kw 以上のものに限る。)
		ヘ かな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
		8 抄紙機
9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)		
10 合成樹脂用射出成形機		
11 鋳型製造機(ジヨルト式のものに限る。)		
12 ガソリンエンジン(定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)		
13 ディーゼルエンジン(定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)		
14 冷凍機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)		
15 土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農業製造用のふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)		

### (3) 建設工事に関する騒音の規制基準

#### ① 騒音規制法による特定建設作業の規制基準

…建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する特定建設作業に関する基準で、二本松地域及び安達地域の用途地域内の地域が該当

(単位:デシベル)

区域の区分		基準種別		敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業時間に関する基準	作業日に関する基準
騒音規制法	特定建設作業	第1号区域	用途区域のうち、工業地域を除く地域と工業地域のうち学校、病院等の周辺おおむね80mの地域					
		第2号区域	用途区域のうち、第1号区域で規制される地域を除く地域					

#### ② 福島県騒音防止対策指針による騒音指定建設作業の規制基準

…騒音規制法が該当しない地域であって、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80mの地域

(単位:デシベル)

区域の区分		基準種別		敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業時間に関する基準	作業日に関する基準
県条例	騒音指定建設作業	用途区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲80m以内の地域						

#### ③ 騒音規制法及び県指針による特定建設作業・振動建設工事

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)またはアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。)を使用する作業

#### ④ 音の目安

騒音の程度	騒音レベル(dB)	音の目安	影響
会話不能	120	最大可聴値 飛行機のエンジン付近、建設作業音	耳に痛みを感じる
	110	工場サイレンの近く	耳が遠くなる
	100	カラオケの音 パチンコ店の音	いろいろな病気の原因にもなる
	90	機械作業場、空調機械室	消化不良
会話困難	80	交差点、マーケット、国道	疲労度上昇
会話に少し大きな声が必要	70	劇場、百貨店、銀行のロビー、騒がしい事務所	仕事の能率が上がらない
楽に会話ができる	60	レストラン、大きな商店、ホテルのロビー、普通の会話、都市周辺住宅地、事務所内	
	50	劇場、映画館の観客のざわめき	
	40	一般の住宅(平均値) 静かな住宅地	
	30	郊外、ラジオ放送スタジオ	
	20	木の葉がすれ合う音	
	10	ささやき声	
	0	最小可聴値	

#### (4) 飲食店営業等に関する深夜騒音の規制基準（福島県生活環境の保全等に関する条例）

地域の区分	音響機器の使用禁止時間帯	音量規制	
		時間帯	基準値デシベル
A区域	午後 11 時から 翌日の午前 6 時まで	午後 10 時から	45
B区域		翌日の午前 6 時まで	55

<備考 1> A区域：用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれらに準ずる地域として知事が指定した地域

B区域：用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに準ずる地域として知事が指定した場所

<備考 2> 音響機器は、音響再生装置（録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組合わせて音を発生する装置をいう。）、楽器、有線放送装置（受信装置に限る）及び拡声装置

<備考 3> 音響機器の仕様については、音響機器から発生する音が営業所の外部に漏れない場合はこの限りではない。

<備考 4> この表の各区域内に所在する児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域における深夜騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ5dBを減じた額とする。

## 4 振動に関する環境基準

### (1) 工場の事業活動に関する振動の規制基準

#### ① 振動規制法による特定施設の規制基準

…工場等の事業活動に伴って発生する振動に関する基準で、二本松及び安達地域の用途区域内の地域が該当

(単位:デシベル)

区域	時間		区域の内容
	昼間 7:00~19:00	夜間 19:00~7:00	
第1種区域	60(55)	55(50)	用途地域の第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域相当
第2種区域	65(60)	60(55)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当

<備考1> 学校、保育所、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の地域においては( )内の数値とする。

<備考2> 二本松地域の用途区域以外の地域及び安達・岩代・東和地域において本規制は該当しない。

#### ② 福島県振動防止対策指針による振動指定施設の規制基準

…振動規制法が該当しない地域において、工場等の事業活動に伴って発生する騒音に関する基準(二本松・安達地域の用途区域以外の地域及び岩代・東和地域)

(単位:デシベル)

区域	時間		区域の内容
	昼間 7:00~19:00	夜間 19:00~7:00	
第1種区域	60以下	55以下	第1種・第2種低層住居専用地域相当、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域相当
第2種区域	65以下	60以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当 用途区域以外の地域

<備考1> 学校、保育所、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の地域においては、この表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値を許容限度とする。

#### ③ 振動規制法及び県指針による届出が必要な特定施設

1 金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ セン断機(原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
2 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)

4 織機(原動機を用いるものに限る、)
5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力が 2.95kw 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のものに限る。)
6 木材加工機械 イ ドラムバーガー ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
7 印刷機械(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。)
9 合成樹脂用射出成形機
10 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

## (2) 建設工事に関する振動の規制基準

### ① 振動規制法による特定建設作業の規制基準

…建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する特定建設作業に関する基準で、二本松及び安達地域の用途地域内の地域が該当

(単位:デシベル)

区域の区分		基準種別	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業時間に関する基準	作業日に関する基準
騒音規制法	特定建設作業	第1号区域 用途地域のうち、工業地域を除く地域と工業地域のうち学校、病院等の周辺おおむね80mの地域	75	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を越えないこと	日曜・休日でないこと
	第2号区域 用途地域のうち、第1号区域で規制される地域を除く地域	6時～22時の時間内であること		1日14時間を超えないこと			

### ② 福島県振動防止対策指針による振動建設工事の規制基準

…騒音規制法が該当しない地域であって、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲80mの地域

(単位:デシベル)

区域の区分		基準種別	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業時間に関する基準	作業日に関する基準
県指針	振動建設工事	用途地域のうち、工業地域を除く地域と工業地域のうち学校、病院等の周辺おおむね50mの地域	75	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を越えないこと	日曜・休日でないこと

### ③ 振動規制法による届出が必要な特定建設作業

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	プレーカー(手動式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

### (3) 道路交通振動に係る要請基準

…用途地域内において自動車の交通に伴い発生する振動について、公安委員会に交通規制の措置等を要請できる基準

区域	時間		区域の内容
	昼間 7:00~19:00	夜間 19:00~7:00	
第1種区域	65dB	60dB	用途区域の第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域相当
第2種区域	70dB	65dB	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当

## 5 悪臭に関する環境基準

### (1) 悪臭防止法の区域区分

区域の区分	あてはめ地域
A区域	都市計画法第7条第1項に規定する都市計画区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域
B区域	A区域、C区域以外の区域のうち知事が住民の生活環境を保全する必要があると認めて指定した地域
C区域	都市計画法第7条第1項に規定する都市計画区域のうち、工業地域及び工業専用地域の中で知事が住民の生活環境を保全する必要があると認めて指定した地域

### (2) 規制地域の指定状況 (最終改正：平成19年1月告示、同年同月施行)

区分	市町村数	市町村名
A、B、Cの3区域を指定	26	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、 <u>二本松市</u> 、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、会津美里町、矢吹町、石川町、広野町、富岡町、双葉町、浪江町、西郷村、玉川村
A、Bの2区域を指定	4	浅川町、古殿町、泉崎村、鮫川村
Bの1区域を指定	1	平田村
合計	31	(12市14町5村)

### (3) 悪臭防止法に基づく規制地域区分

区域の区分	規制地域
A区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居専用地域、第2種住居地域及び近隣商業地
B区域	商業地域及び準工業地域 杉田三丁目、大平山、槻木、新座、東裏、正法寺町、藤太郎内、中里、原田、高西、不動、八万館、上竹二丁目、榎戸二丁目、北トロミ、沖一丁目、平石高田一丁目・二丁目、木ノ崎、諸越谷、安達ヶ原一丁目から三丁目・五丁目・六丁目、三合内、丑子内、島ノ内、大稲場、神明石、竹ノ内、太子堂、西光内、矢ノ戸、上蓬田、石畑、末広町及び小高内の区域 羽石及び成田日向の区域(第1種住居地域及び第2種住居地域を除く) 下ノ内、下平、赤井沢、平石高田二丁目、平石高田四丁目、鏡石及び高田の区域(工業地域を除く) 木藤次郎内の区域(第1種住居地域、第2種住居地域及び工業地域を除く) 米沢の区域のうち、字観音堂の区域(水原川及びその河川敷の区域を除く。)及び字原向(69番地、70番地1、71番地1、74番地1、74番地3、74番地4、75番地1、76番地、77番地、82番地、83番地、151番地及び152番地に限る。)の区域
C区域	工業地域

#### (4) 敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準（1号規制）

（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	A区域	B区域	C区域	におい
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	腐ったキャベツのようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な青臭いにおい
スチレン	0.4	0.8	2	都市ガスのようなにおい
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗臭いにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	蒸れた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	蒸れた靴下のようなにおい
アンモニア	1	2	5	し尿のようなにおい
硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵のようなにおい
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐った魚のようなにおい
トルエン	10	30	60	ガソリンのようなにおい
キシレン	1	2	5	ガソリンのようなにおい
酢酸エチル	3	7	20	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	6	刺激的なシンナーのようなにおい
イソブタノール	0.9	4	20	刺激的な発酵したにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい

<備考 1> 各物質とも、A区域の基準は臭気強度 2.5 相当濃度、B区域は臭気強度 3.0 相当濃度、C区域は臭気強度 3.5 相当濃度。

<備考 2> 臭気強度……0：無臭 1：やっと感知できるにおい（検知閾値濃度） 2：何のにおいであるかわかる弱  
いにおい（認知閾値濃度） 3：楽に感知できるにおい 4：強いにおい 5：強烈なにおい

#### (5) 煙突等の排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準

（2号規制）

##### ① 規制対象物質

規制対象となる物質は、前項(4)に記載した1号規制の対象物質のうち、太線で囲んだ13の特定悪臭物質

##### ② 規制基準

敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法規制規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により、特定悪臭物質の種類ごとに算出して得た流量

$$\text{【算出式】 } q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q：流量（単位…Nm<sup>3</sup>/h）← 規制基準値

H<sub>e</sub>：排出口の高さの補正值（単位…m）← 有効煙突高さ

C<sub>m</sub>：敷地境界線における規制基準（単位…ppm）

## (6) 排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準（3号規制）

### ① 規制対象物質

メチルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの4特定悪臭物質

### ② 規制基準

(単位:mg/l)

排出量(Q) m <sup>3</sup> /s	Q≤0.001			0.001<Q≤0.1			0.1<Q		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
悪臭防止法に基づく区域の区分									
メチルメルカプタン	0.03	0.06	0.2	0.007	0.01	0.03	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.1	0.3	1	0.02	0.07	0.2	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.3	2	6	0.07	0.3	1	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.6	2	6	0.1	0.4	1	0.03	0.09	0.3

## (7) 福島県悪臭防止対策指針基準値（平成10年9月1日施行）

(単位:※臭気指数)

区域の区分	工場等の敷地の境界線の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
		地上5m以上30m未満の高さ	地上30m以上50m未満の高さ	地上50m以上の高さ
第1種区域 悪臭防止法のA区域を除く第1種・第2種低層住宅専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域	10	28	30	33
第2種区域 悪臭防止法のB区域を除く商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域	15	33	35	38
第3種区域 悪臭防止法のC区域を除く工業地域及び工業専用地域	18	36	38	41

### ※ 臭気指数とは—

臭気指数は、事業場で採取した空気や水を無臭空気（水）で希釈して、嗅覚検査に合格した6人がにおいを嗅ぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出する。

【算出式】臭気指数 =  $10 \times \log(\text{希釈率})$

## (8) 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質一覧

特定悪臭物質名	区分			化学式	におい	主な発生源
	1	2	3			
アンモニア	○	○		NH <sub>3</sub>	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	○		○	CH <sub>3</sub> SH	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	○	○	○	H <sub>2</sub> S	腐ったたまねぎのようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	○		○	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> S	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	○		○	CH <sub>3</sub> SSCH <sub>3</sub>	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	○	○		(CH <sub>3</sub> ) <sub>3</sub> N	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	○			CH <sub>3</sub> CHO	刺激的な青くさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	○			C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH=CH <sub>2</sub>	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP 製品製造工場等
プロピオン酸	○			CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> COOH	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	○			CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> COOH	汗臭いにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	○			CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> COOH	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉酸	○			(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> COOH	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
トルエン	○	○		C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub>	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	○	○		C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
酢酸エチル	○	○		CH <sub>3</sub> CO <sub>2</sub> C <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	○	○		CH <sub>3</sub> COCH <sub>2</sub> CH(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
イソブタノール	○	○		(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> OH	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
プロピオンアルデヒド	○	○		CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	○	○		CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	○	○		(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルパレルアルデヒド	○	○		CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> CHO	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソパレルアルデヒド	○	○		(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> CHO	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等

(注) (1)の「区分」の欄 1に○を付した特定悪臭物質は、敷地境界線における規制基準（1号規制）の対象物を示す。

2に○を付した特定悪臭物質は、煙突等の気体排出口における規制基準（2号規制）の対象物を示す。

3に○を付した特定悪臭物質は、排出水中における規制基準（3号規制）の対象物を示す。

(2) 太線枠内の特定悪臭物質は、平成5年6月の悪臭防止法施行令の一部改正により、特定悪臭物質として新たに追加された10物質を表す。

## (9) 防脱臭技術の原理及び特徴等の概略

防脱臭技術 (脱臭方法)		原理	特徴	主な適用対象例	適用上の留意点	
洗浄法	水洗法	・臭気成分を水に溶解・吸収させ、除去する	・装置が簡単で設備費も安い ・ガスの冷却効果もある	・コンポスト化施設 ・種々の施設での脱臭の前処理	・多量の水が必要 ・処理水からの発見にも注意 ・排水処理が必要なこともある	
	薬液洗浄法	・臭気物質を薬液(酸、アルカリ、酸化剤)と接触させ、化学中和や酸化反応により、無臭化する	・設備や運転費が比較的安い ・ミストやダストも除去できる ・低・中濃度の水溶性臭気成分の処理に適している	・畜産施設 ・肥料飼料製造工場 ・食品製造工場 ・下水処理場 ・尿処理場 ・化製場	・薬液の調整や補充、pH調整、計器点検等の維持管理が必要 ・酸化剤では過剰添加すると処理ガスに薬品集が残存する ・排水処理が必要	
吸着法	固定式回収式	・複数の吸着塔でそれらの塔を切替えながら、吸着と脱着再生を行う	・高濃度の溶剤系臭気に有効 ・多くの実績もあり、操作も比較的簡単である	・自動車塗装工場 ・塗装工場 ・塗料製造工場	・排水処理が必要 ・ケトン系溶剤では発火防止対策が必要 ・回収溶剤は、燃料等で再利用が可能	
	流動床回収式	・流動性のある微小球体活性炭を用いて空気輸送により吸着塔と脱臭塔を循環させ脱臭する	・排水がほとんど発生しない ・回収溶剤の水分量も少ない ・メンテナンスも容易	・塗装工場 ・グラビア印刷工場 ・粘着テープ工場 ・半導体工場 ・樹脂工場	・特殊な形状の活性炭であるため、活性炭の値段が高い ・装置の高さが高い	
	ハニカム式濃縮装置	・ハニカム式ローターを回転させて、吸着と脱着を連続して行い、低濃度臭気を濃縮	・大風量、低濃度臭気に適している ・他の脱臭法と組み合わせることにより、装置の小型化が可能	・印刷工場 ・塗装工場 ・半導体工場 ・接着剤工場 ・テープ製造工場	・前処理としてフィルターで除塵する必要がある	
	固定床交換式	・吸着塔に粒状活性炭を充填し、吸着除去 ・破過すれば、交換・再生処理する ・添着炭使用で効率が向上	・低濃度臭気に適している ・比較的安価で、維持管理も容易 ・他の脱臭法の仕上げ処理として使用	・下水処理場 ・ごみ焼却工場 ・尿処理場 ・実験動物舎 ・香料製造工場	・前処理が必要な臭気には、水洗塔や除塵装置を設置 ・高濃度臭気には適していない ・定期的に活性炭の交換が必要である	
燃焼法	直接燃焼法	・約650～800℃で臭気を燃焼させることにより、臭気成分を酸化分解する	・中・高濃度臭気に適している ・腐敗臭、溶剤臭など広範な臭気に適用可能	・化製工場 ・魚腸骨処理場 ・金属塗装工場 ・印刷工場	・ランニングコストが高い ・処理ガスにはNOx等が含まれ、弱い燃焼臭が残存 ・廃熱の有効利用	
	触媒燃焼法	・通常150～350℃で触媒上で臭気を燃焼し、酸化分解させる	・溶剤系の臭気に適している ・燃料の使用量が直燃法と比べて少なく、経済的	・グラビア印刷工場 ・オフセット印刷工場 ・金属印刷工場 ・合成樹脂工場 ・粘着テープ工場	・触媒被毒となる物質除去のため、除塵、水洗、ダミー触媒等での前処理が必要 ・貴金属触媒が高価	
	蓄熱脱臭法	燃焼法	・蓄熱体を用いて、熱効率を高め、約800～1000℃で燃焼	・熱交換効率が高い ・排ガス量の多いものにも適している	・自動車塗装工場 ・印刷工場 ・化学工場 ・ラミネート工場	・設備が大きく、重い ・立上げ昇温に時間を要する ・ダンパーの日常点検が必要
		触媒法	・200～400℃に昇温し、触媒上で酸化分解させる	・排ガス量の少ないものにも適用可 ・蓄熱体にはハニカムや球状体	・塗装工場 ・印刷工場 ・塗料製造工場 ・化学工場	・触媒管理は触媒燃焼法と留意点は同じ ・設置スペースも小さくて済む
生物脱臭法	土壌脱臭法	・臭気を土壌中に通気し、吸着・吸収された臭気成分が土壌微生物により分解される	・運転費が安く、維持管理も比較的容易 ・低・中濃度の臭気に適している	・下水処理場及び中継ポンプ場 ・農業集落排水処理施設 ・畜産施設 ・コンポスト化施設	・広い敷地面積が必要 ・乾期には散水が必要 ・土壌の通気抵抗が増すため、表面を耕うんする必要がある	
	充填塔式生物脱臭法	・微生物充填担体を充填塔に詰め、そこに臭気を通して、臭気を微生物で分解させる	・中～高濃度の腐敗臭の処理に適している ・運転費も安く、維持管理も比較的容易である	・下水処理場 ・尿処理場 ・食品加工工場 ・飼料肥料製造工場	・充填担体の保水性に併せて散水 ・生物分解性の悪い臭気成分には不適	
	活性汚泥ばつき法	・活性汚泥槽に臭気を吹き込み、臭気成分を溶解させ、生物分解させる	・活性汚泥排水処理施設のある工場では、悪臭処理用に併用でき、設備費が安い	・下水処理場 ・尿処理場 ・食品加工工場	・挿入ガス量が限定される ・処理後、ガスには弱い汚泥臭が残る ・排水処理への影響は少ない	
	活性汚泥スクラバー法	・スクラバー方式で洗浄液に活性汚泥液を用いて、臭気を生物分解させる	・余剰活性汚泥を入手できる施設では本方式はメリットが大きい ・装置のコンパクト化が可能	・鋳物工場 ・有機肥料製造工場 ・資料製造工場	・リンや窒素などの栄養塩添加が必要な時もある ・循環槽には空気を供給し、汚泥の引き抜き・補給をする必要がある	

防脱臭技術 (脱臭方法)	原理	特徴	主な適用対象例	適用上の留意点
オゾン脱臭法	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要量のオゾン臭を臭気に混合し、脱臭触媒塔に導き、触媒上で臭気とオゾンとの反応を速やかに行わせ、臭気を酸化分解させる。</li> <li>臭気とオゾン水とを気液接触させる方法もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的薄い臭気に対して高い脱臭効果が安定して得られる。</li> <li>比較的コンパクトで、水・薬品・燃料を使用せずメンテナンスが容易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水処理場</li> <li>下水中継ポンプ場</li> <li>農業集落排水処理施設</li> <li>漁業集落排水処理施設</li> <li>し尿処理場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前処理としてミストセパレータを使う</li> <li>高濃度硫化水素除去には前段に脱流塔を設ける</li> <li>触媒の寿命到達時には、オゾンが徐々に漏れ出し、触媒取り替え時期を知ることができる</li> </ul>
光触媒脱臭法	<ul style="list-style-type: none"> <li>酸化チタン光触媒に紫外線を照射すると触媒表面にOHラジカル等が生成され、悪臭分子とそれらが接触すると酸化作用により、分解される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>光のエネルギーを利用して臭気を分解させるため、薬品や燃料が不要で環境負荷が小さい</li> <li>希薄な臭気の処理に適する</li> <li>技術的に解決すべき点多く、開発途中の技術といえる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空気清浄機</li> <li>防臭効果機能付きの各種製品</li> <li>タイル、シート</li> <li>壁材、和紙、塗料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表面の汚れが活性を低下させるため、前処理用フィルターが必要である</li> <li>脱臭効果は光が届く範囲に限定される</li> <li>触媒上の数ミクロン部位での反応であるため、触媒上での滞留時間が1秒程度と短い場合には、効果が期待できない</li> </ul>
プラズマ脱臭法	<ul style="list-style-type: none"> <li>臭気物質を含んだ被処理空気中で高周波放電を行い、活性分子、ラジカル、オゾンを生じさせ、その酸化能力により、臭気を分解させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転操作が簡単である</li> <li>薬品等を使用せず、廃棄物も出ないので環境負荷が小さい</li> <li>放電の消費電力も小さく、ランニングコストも安い</li> <li>適用できる濃度範囲が広い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品製造工場</li> <li>飼料製造工場</li> <li>排水処理施設</li> <li>ごみピット</li> <li>コンポスト化施設</li> <li>ゴム製造工場</li> <li>アスファルト製造工場</li> <li>アミノ酸製造工場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引火性のガスには適していない</li> <li>相対湿度を下げるために、ミストセパレータや調湿ヒータが前処理として必要である</li> <li>エアフィルタで除塵する必要がある</li> <li>触媒には寿命があり、定期的な交換が必要がある</li> </ul>
消・脱臭剤法	<ul style="list-style-type: none"> <li>消・脱臭剤を周期に噴霧したり、堆積物などに噴霧したりして感覚的に臭気を和らげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>装置も簡単で、経費が安い</li> <li>一般に薄い臭気に有効である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設</li> <li>厨房排気</li> <li>ごみ集積所</li> <li>公衆トイレ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芳香剤を用いる場合には、強くなりすぎないように注意</li> <li>散布処理での効果は、一時的であることが多い</li> </ul>
希釈・拡散法	<ul style="list-style-type: none"> <li>臭気を希釈することにより、人間の臭覚で深いと感じられないレベルまで低下させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>希釈により不快性が低下する臭気に有効</li> <li>小発生源で低濃度臭気に適する</li> <li>メンテナンスが容易で設備費が安い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レストラン</li> <li>トイレ</li> <li>ごみ置場</li> <li>ビルピット排気</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突による拡散効果を期待する時には、周辺の住居などの立地条件を配慮して、排出位置を決定する必要がある</li> </ul>

## 【二本松市環境基本条例】

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 24 号

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）

#### 第 2 章 環境の保全に関する基本指針等（第 9 条－第 11 条）

#### 第 3 章 環境の保全のための基本的施策等（第 12 条－第 19 条）

#### 附則

私たちは、西に秀峰安達太良山、東に阿武隈の美しい山並みと阿武隈川に代表される自然豊かな恵みの中で、生命を育み、自然と共生し、文化を創造してきた。

しかしながら、近年の経済活動や交流人口の増大によって、環境への負荷が高まっており、環境を持続的に保全する取組みを、市民はもとより地域の市民団体及び事業者並びに滞在者が協働して進める必要がある。

このため、地域の特性を生かした豊で安らぎのある「緑に包まれた自然と共生のまち」を目標とし、地域環境を視野に入れた持続的な発展が可能な社会を目指してこの条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、豊かな自然環境の保護、文化を育んだ歴史、風土等の保存、潤いのある持続的な生活環境の保全（以下「環境の保全」という。）について基本となる理念を定め、市、市民、市民団体、事業者（以下「市民等」という。）及び滞在者（市に観光、労働、就学その他の目的で滞在する者をいう。以下同じ。）が協働し、その果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな自然環境を保全し、現在及び将来にわたる市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境保全 人の活動による地球温暖化、オゾン層破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- （3） 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ）に係る被害が生じることをいう。
- （4） 循環型社会 大量生産・消費・廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を計画的、組織的に取り組む社会をいう。

##### （基本理念）

第 3 条 環境の保全は、環境が有限のものであるとの認識の下、環境への負荷の低減に努め、持続可能な循環型社会の形成が実現されるよう行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての社会活動が人類存続の基盤である生態系のもたらす恵みにより成り立っていることを認識し、多様な生物が生息できる豊かな環境を保護する心を養い、人と自然との共生が実現されるよう行われなければならない。

3 環境の保全は、先人たちがそれぞれの地域固有の文化を育む中で磨き上げた歴史と伝統を継承し、歴史的景観の保存及び活用により、その環境が将来にわたって維持されるようそれぞれの立場で協働し、自主的かつ積極的に持続性を保って行われなければならない。

4 地球環境保全は、地球を共有する人類共通の課題であり、日常生活による地球環境への影響をよく認識し、世界的視野に立ち積極的に推進されなければならない。

##### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に従い、地域の特性に応じた環境の保全に関する計画を策定し、これを実現しなければならない。

2 市は、自ら行う事業の実施にあたっては、持続可能な循環型社会の形成に即したものとし、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

3 市は、環境の保全のため広域的な取り組みを必要とする施策においては、国、県、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、市は、市民等及び滞在者と協働し、環境保全活動（環境の保全に関する事業又は活動をいう。以下同じ。）に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に従い、住み良い生活環境を築くため、自覚と自らの行動によって、良好で快適な環境を損なうことのないよう互いに配慮しなければならない。

2 市民は、日常生活において持続可能な循環型社会の形成に即した活動を行い、環境への負荷の低減、環境の保全に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体、事業者及び滞在者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

（市民団体の責務）

第6条 市民団体は、基本理念に従い、環境の保全に関する活動が推進されるよう、市民が参画できる体制の整備、情報の提供、活動の充実等に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民、事業者及び滞在者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念に従い、その事業活動に当たり、常に適切な措置を講じて環境を阻害することのないようにするとともに、環境保全活動を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物の排出者としてその適正な処理を行なうとともに、その発生の抑制等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、市、市民、市民団体及び滞在者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

（滞在者の責務）

第8条 滞在者は、基本理念に従い、持続可能な循環型社会の形成に協力し、環境の保全等に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、滞在者は、市及び市民等と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する基本指針等

（基本指針）

第9条 市は、環境の保全に関する計画の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本としなければならない。

（1） 市民の安全と健康が守られ、生活環境が保全され、自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

（2） 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

（3） 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。

第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための二本松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定したときは、二本松市環境審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(実施状況報告)

第11条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 環境の保全のための基本的施策等

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、各種計画の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう努めるものとする。

(自然環境の保全)

第13条 市は、地域固有の自然環境保全のため、地域それぞれの自然環境の把握に努め、その豊かな自然環境が保全され、将来に引き継がれるよう必要な措置を講じるものとする。

(市民等の意見の反映及び自発的な活動の促進)

第14条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

2 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、循環型社会を推進するための取組みその他の活動を促進するため必要な措置を高めるものとする。

(環境学習の推進)

第15条 市は、すべての市民が、身近な自然とふれあい、感性を豊かにすることの大切さを認識するとともに、生涯を通じて環境とのかかわりを学ぶ環境学習の推進その他必要な措置を講じるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の保全に役立つ情報の収集に努め、市民等及び滞在者がそれぞれの役割に応じて行動することができるよう当該情報の提供に努めるものとする。

(調査等の実施)

第17条 市は、環境の保全に関する施策の実施に当たり、必要な調査、監視、測定等を行い、環境の状況を的確に把握するよう努めなければならない。

(規制の措置)

第18条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

(地球環境保全対策の推進)

第19条 市は、国、県、他の地方公共団体、市民等を協働し、地球環境保全に関する国際協力に資する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例】

平成 24 年 12 月 25 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協力して環境の美化を推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料品を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより、散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに定められた場所以外の場所に捨てること又は放置することをいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者又は通勤・通学者、旅行者その他の市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動を行うすべてのものをいう。
- (5) 土地所有者等 市内において、土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に係る必要な施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより空き缶等を散乱させないようにするとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。第 9 条第 2 項において同じ。）は、飼い犬を散歩させるときは、飼い犬のふんを持ち帰るための回収袋等を携帯し、飼い犬が公共の場所等（公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地又は施設をいう。第 9 条において同じ。）でふんをしたときは、直ちに回収し、持ち帰るとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民等は、屋外において喫煙しようとするときは、吸い殻入れが設置されている場所で喫煙し、又は携帯用吸い殻入れを使用するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動によって生じる空き缶等を散乱させないよう当該事業活動を行う場所及びその周辺において清掃その他の措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 飲食料品、たばこ、チューインガムその他散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工又は販売を行うものは、消費者に対しポイ捨て防止の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第 6 条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の散乱を防止するため、清掃活動等により、地域の良い生活環境を保全するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、土地所有者等は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(重点区域の指定)

第 7 条 市長は、空き缶等の散乱又は飼い犬のふんの放置を特に防止する必要があると認める区域を重点区域に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。重点区域を変更し、又は解除するときも、同様とする。

(施策の重点実施)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の重点区域において、ポイ捨てによる空き缶等の散乱又は飼い犬のふんの放置の防止に係る必要な施策を重点的に実施するものとする。

(ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止)

第 9 条 何人も、公共の場所等にポイ捨てをしてはならない。

- 2 飼い犬の所有者は、飼い犬が公共の場所等で排せつしたふんを放置してはならない。

(飲食料品の容器及び宣伝物の散乱防止)

第10条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)による飲食料品の販売者及び持ち帰り飲食料品の販売者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下この項において「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させたものは、当該配布場所及び周辺において宣伝物等が散乱した場合は、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

(指導及び助言)

第11条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第12条 市長は、第9条又は第10条の規定に違反し、美観又は生活環境を著しく害していると認められるものに対し、違反行為の是正、支障の除去その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが、正当な理由なく当該勧告に従わず、美観又は生活環境を著しく害していると認められるときは、期限を定めて、違反行為の是正、支障の除去その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による命令を受けたものが、正当な理由なく命令に従わないときは、その氏名、住所(法人その他の団体にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、本条例による命令に従わない旨及びその違反の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされるべきものにその理由を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

(立入調査等)

第15条 市長は、第10条第1項の規定に違反して回収容器の設置若しくは適正な管理がなされていない土地若しくは建物にその指定する職員を立ち入らせて調査させ、又は同項に規定する販売者若しくは関係者に対して、必要な報告を求めることができる。

(職員による指導等)

第16条 市長は、その指定する職員に第11条の規定による指導若しくは助言、第12条の規定による勧告若しくは第13条の規定による命令を行わせ、又はこの条例の施行に必要な限度において、関係者に対し質問させることができる。

(身分証明書の携帯等)

第17条 第15条の規定により立入調査をする職員及び前条の規定により指導若しくは助言、勧告、命令又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 第15条の規定による立入調査の権限又は前条の規定による質問の権限は、犯罪調査のために認められたものとして解してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 【二本松市公害防止指導要綱】

平成 17 年 12 月 1 日

告示第 38 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止について、事業者、市及び住民の責務を明らかにし、公害を防止するために必要な対策を講ずることにより住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「公害」とは、環境基本法(平成 5 年法律第 9 1 号)第 2 条第 3 項に定めるものをいう。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、公害防止に関する諸法令を遵守し、その責任において必要な措置を講じるとともに、市が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、常にその管理に係る施設について監視を厳重にし、かつ、公害の発生防止について不断の研究と努力を怠ってはならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、公害防止に関して必要な施策を講ずることにより、良好な生活環境を保全し、もって住民の健康及び安全を確保するものとする。

(住民の責務)

第 5 条 住民は、市が実施する公害防止に関する施策に協力するとともに、公害を発生させることのないよう常に努めなければならない。

(市の施策)

第 6 条 市は、おおむね次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 公害の状況を把握するための必要な監視及び測定に関すること。

(2) 事業者が行う公害防止のための施設の設置又は改善についての指導及び資金のあっせんに関すること。

(3) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。

(苦情等の処理)

第 7 条 市長は、公害に係る苦情、陳情等があったときは、速やかにその実情を調査するとともに、県及び関係機関と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

(公害防止確約書の提出)

第 8 条 事業者は、公害防止に関する確約書を市長に提出しなければならない。

(処理計画書)

第 9 条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて公害を防止するための処理に関する計画書の作成とその提出を求めることができる。

(完了届)

第 10 条 前条の規定による処理に関する計画書の提出を求められた事業者は、当該要求に基づく措置を完了したときは、処理計画の措置の完了に係る届出書を市長に提出しなければならない。

(緊急時の措置)

第 11 条 市長は、異常気象等の緊急時に、通常の実業活動によるものであっても公害発生のおそれがあると認められる場合は、関係事業者に対し、事業活動による排出量の減少等について協力を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかに事業活動による排出量の減少等について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

第 12 条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直ちに市長に報告しなければならない。

(1) その者の事業活動により公害が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合 発生し、又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況

(2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき 事故の状況並びにその事故に対する応急の措置

の内容及び復旧工事計画

2 市長は、前項に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第13条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員をして公害を発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(測定結果の報告)

第14条 市長は、必要があると認める事業者に対し、定期的に測定した結果の報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の二本松市公害防止指導要綱（昭和60年二本松市告示第60号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

## 平成30年版 二本松市の環境

発行 二本松市

編集 二本松市 市民部 生活環境課

〒964-8601 二本松市金色 403-1

TEL 0243-55-5103 FAX 0243-22-4479

E-mail [kankyoeisei@city.nihonmatsu.lg.jp](mailto:kankyoeisei@city.nihonmatsu.lg.jp)

URL <http://www.city.nihonmatsu.lg.jp>